

【改正】（国際海上運輸業における運送原価の計算）

16-3-11 法第 69 条第 4 項第 14 号《国際運輸業所得》の国内及び国外にわたって船舶による運送の事業（以下 16-3-11 において「国際海上運輸業」という。）を行うことにより生ずる所得のうち国外において行う業務につき生ずべき所得に係る所得の金額を計算する場合におけるその原価の額は、原則として個々の運送ごとに計算するのであるが、その計算が困難であると認められる場合には、継続して次の算式により計算した金額を当該運送の原価の額とすることができる。

（算式）

$$\begin{array}{l} \text{国際海上運輸業に係る当該} \\ \text{事業年度の運送の原価の額} \\ \text{の合計額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{分母の金額のうち同号に規定す} \\ \text{る「国外において行う業務」に} \\ \text{係るもの} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{国際海上運輸業に係る当該事業} \\ \text{年度の運送収入の額の合計額} \end{array}}$$

(注) 算式の「当該事業年度の運送の原価の額の合計額」には、その運送のために要した費用の額のうち当該内国法人が 2-2-10《運送収入に対応する原価の額》によりその支出の日の属する事業年度の損金として計算した金額が含まれる。

【解説】

- 1 改正前の本通達においては、国際海上運輸業に係る国外源泉所得を計算する場合の運送原価について、個々の運送ごとに計算することが困難な場合には、いわゆる収入金額按分法によりその計算をすることができることを明らかにしていた。
- 2 平成 26 年度の税制改正により、内国法人の外国税額控除に係る控除限度額の計算において、国外源泉所得の一つとして、国際海上運輸業を行うことにより生ずる所得のうち、国外において乗船し又は船積みをした旅客又は貨物に係る収入金額を基準として判定したその内国法人の国外業務につき生ずべき所得が規定された（法 69④十四、法令 145 の 11）。
- 3 本通達の改正は、国際海上運輸業に係る所得が国外源泉所得の一つとして定められたことに伴うものであり、改正前の本通達で認めていた国際海上運輸業に係る国外源泉所得を計算する場合の運送原価について、いわゆる収入金額按分法を変更するものではない。  
すなわち、各事業年度の国際海上運輸業に係る国外源泉所得に係る所得の金額は、個々の運送ごとに、「国外において業務を行うもの」に係る運送収入の額からそれに対応する原価の額を控除して計算するのであるが、個々の運送収入に対応させて原価を計算することが困難な場合には、継続適用を条件に、いわゆる収入金額按分法によりその金額を計算することができることを明らかにしている。
- 4 連結納税制度においても、同様の通達改正（連基通 19-3-11）を行っている。